

新型コロナウイルス 感染症対策支援事業

住民税非課税世帯などへ 臨時特別給付金のお知らせ

国による「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯などを対象に1世帯当たり10万円の給付金を支給する予定です。

事業の内容は、国において詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

問 福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352

中小企業・個人事業者へ 支援金(第2弾)を給付しています

● **給付額** 中小企業 100,000円
個人事業者 50,000円

● 対象

次の要件の全てに該当する、町内に事業所を有する中小企業・個人事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月のうち、いずれか1カ月の売り上げが、前年または、前々年同期比で30%以上50%未満の範囲で減少している
※ 計算した各月の売上減少率が、ひと月でも50%以上となる場合などは対象外
- ② 町内で令和3年3月末日以前に開業していること
- ③ 国の「月次支援金」、県の「酒類販売事業者支援給付金」「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8~14弾)」を一度も受給していないこと(いずれも令和3年4月~9月分) など

● 申請方法

2月28日(月)までに申請書類を商工観光課へ郵送。詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



町ホームページ
「中小企業・個人事業者支援金(第2弾)」

問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

子育て世帯へ 臨時特別給付金を支給しています

町では、対象児童一人当たり10万円を全額現金で。

● 申請が必要ない方(給付済みの方)

令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童の保護者へは、令和3年12月28日(火)に、児童手当の指定口座へ振り込みました。振り込みの確認がとれない方は、ご連絡ください。

● 申請が必要な方

● 対象

次のいずれかに該当する児童の保護者(主たる生計維持者)

- ① 平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童
※ 保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合
- ② 令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童

● 申請方法

申請書類を子育て支援課へ。

対象①および所属庁から児童手当を受給している公務員の方の申請期限は2月28日(月)、対象②の方の申請期限は4月15日(金)です。

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3364

忘れていませんか?

「みんなで応援券」の引き換えは1月31日まで!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親家庭などの皆さんを応援するため、愛川ブランド認定品「愛川清流米愛ちゃん」や「たまごとお菓子のセット」「ローズ豚漬」の引き換え券を昨年5月からお送りしています。



引換期限が近づいていますので、まだお持ちの方はお早めにご利用ください。

◆ **引換期限** 1月31日(月)

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3364